

下記の料金表に従い、ご契約者の要支援・要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額(自己負担額)と食事・居住費に係わる標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。

1:介護給付の対象となるサービス料金				1割負担	※1日につき
① サービス利用に係る自己負担額					
要介護認定	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	682	753	828	901	971
② その他の介護給付サービス加算					加算額
加算の種類	1	看護体制加算Ⅰ(イ)		○	12
	2	看護体制加算Ⅱ(イ)		○	23
	3	サービス提供体制強化加算		○	18
	4	夜勤職員配置加算Ⅱ(イ)		○	46
	5	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月	○	40
	6	初期加算		対象者のみ	30
	7	入院・外泊加算		対象者のみ	246
	8				
	9				
	10	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	13.6%	○	各個人別
	11	看取り介護加算(Ⅰ)		対象者のみ	各日別
	12	療養食加算		対象者のみ	6
2:介護給付の対象外となるサービス料金				※1日につき	
① 食事に係る自己負担額 (保険外)	利用者負担額		第1段階	300	
			第2段階	390	
			第3段階①	650	
			第3段階②	1,360	
			上記以外	1,445	
② 居住費に係る自己負担額 (保険外)	利用者負担額		第1段階	880	
			第2段階	880	
			第3段階①	1,370	
			第3段階②	1,370	
			上記以外	2,066	
3:利用者負担段階別・介護度別料金早見表			30日	※加算6,7は含まれておりません	
段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	62,062	64,482	67,038	69,525	71,911
第2段階	64,762	67,182	69,738	72,225	74,611
第3段階①	87,262	89,682	92,238	94,725	97,111
第3段階②	108,562	110,982	113,538	116,025	118,411
上記以外	131,992	134,412	136,968	139,455	141,841
4:段階について					
【第1段階】世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方					
【第2段階】世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方(障害年金・遺族年金などは所得金額に含む)かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下。					
【第3段階①】本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下。かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下。					
【第3段階②】本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円超。かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下。					
【上記以外】第1段階・第2段階・第3段階①・第3段階②以外の方					